

2 申告所得税

2-1 課税状況

(1) 本年分の課税状況

区 分	人 員	総所得金額等	申告納税額等	所 得 者		
				営 業 等 所 得 者		
				人 員	総所得金額等	申告納税額
	人	千円	千円	人	千円	千円
確 定 申 告	969,354	4,855,747,938	270,740,107	251,457	886,184,102	56,106,874
修 正 申 告	1,068	6,618,347	531,544	117	488,759	44,302
決 定 ・ 増 額 更 正	△ 1	△ 4,044	△ 19	—	—	—
減 額 更 正	△ 3	△ 585,003	△ 11,922	△ 1	△ 21,099	△ 6,966
更 正 請 求	△ 2	△ 22,457	△ 2,336	—	—	—
異 議 申 立 決 定 等	—	—	—	—	—	—
計	※実 970,416	※4,861,754,781	※ 271,257,374	※実251,573	※886,651,762	※ 56,144,210
法第103条による税額	3,508	—	1,261,827			
合 計	973,924	—	272,519,201			
過 少 申 告 加 算 税	内2 2	—	17			
無 申 告 加 算 税	内53 55	—	3,117			
重 加 算 税	—	—	—			
納 税 額 総 計	—	—	272,522,334			

調査対象等：平成15年分の申告所得税について、平成16年3月31日現在で申告納税額がある者の申告又は処理（更正・決定等）による課税実績を示した。

- 用語の説明：1 **総所得金額等**とは、総所得金額（利子、配当、不動産、事業、給与、譲渡、一時、雑の各所得金額の合計）及び土地等に係る事業所得等の金額、分離譲渡、株式等に係る譲渡所得等の金額、山林、退職の各所得金額の合計額をいい、損益通算、純損失及び雑損失の繰越控除後の金額をいう。
- 2 **申告納税額**とは、総所得金額等から所得控除した後の課税所得金額に、所定の税率を乗じて計算した税額から、税額控除、源泉徴収税額等を控除した後の納付すべき税額をいう。
- 3 **更正請求**とは、納税義務者の申告した課税標準又はこれに対する税額の計算に誤りがあったことにより納付すべき税額が過大であるとき等一定の理由に限り、一定期間内に更正（改め直すこと）の請求をすることをいう。
- 4 **法第103条による税額**とは、確定申告書の提出がないために、予定納税額が年税額となった所得税額をいう。
- 5 **加算税**とは、法定申告期限までに適正な申告がない場合において、その申告を怠った程度に応じて課する税であって一種の行政罰の性格を有するものをいう。
- (1) 過少申告加算税 … 期限内の申告が過少であった場合に課されるもの
- (2) 無申告加算税 …… 申告が期限後になった場合に課されるもの
- (3) 重加算税 …………… 所得の計算において事実を隠ぺい又は仮装していた場合に、過少申告加算税又は無申告加算税に代えて課されるもの

- (注) 1 「人員」欄の「実」は実人員を示す。
 2 加算税の「人員」欄は、延人員を掲げ、加算税の全額について異動を生じたものを内書した。

得 者 別 内 訳					
農 業 所 得 者			そ の 他 所 得 者		
人 員	総所得金額等	申告納税額	人 員	総所得金額等	申告納税額
人	千円	千円	人	千円	千円
27,950	99,126,805	4,080,040	689,947	3,870,437,031	210,553,193
17	112,028	12,029	934	6,017,560	475,212
—	—	—	△ 1	△ 4,044	△ 19
—	—	—	△ 2	△ 563,904	△ 4,956
—	—	—	△ 2	△ 22,457	△ 2,336
—	—	—	—	—	—
※実27,967	※ 99,238,833	※ 4,092,069	※実690,876	※3,875,864,185	※211,021,094

(2) 既往年分の課税状況

区 分	平 成 14 年 分			平 成 13 年 以 前 分			計		
	人 員	総 所 得 等 金 額	申 告 納 税 額 等	人 員	総 所 得 等 金 額	申 告 納 税 額 等	人 員	総 所 得 等 金 額	申 告 納 税 額 等
	人	千円	千円	人	千円	千円	人	千円	千円
申告又は処理による 増 減 差 額	内 19,406 44,393	108,684,651	7,034,870	内 5,341 16,909	57,460,073	7,356,770	内 24,747 61,302	166,144,724	14,391,640
加算税の 増減差額	過少申告 加算税 内 7,821 7,844	—	330,458	内 6,302 6,390	—	400,748	内 14,123 14,234	—	731,206
	無申告 加算税 内 7,171 7,273	—	236,090	内 2,300 2,353	—	163,848	内 9,471 9,626	—	399,938
	重加算税 内 683 686	—	269,845	内 2,601 2,618	—	1,062,351	内 3,284 3,304	—	1,332,196
	計 内 15,675 15,803	—	836,393	内 11,203 11,361	—	1,626,947	内 26,878 27,164	—	2,463,340
合 計	—	—	7,871,264	—	—	8,983,716	—	—	16,854,980

調査対象等：平成14年分以前の申告所得税について、申告納税額がある者について、平成15年4月1日から平成16年3月31日までの間の申告又は処理（更正・決定等）による課税事績を示した。

(注) 申告又は処理による増減差額及び加算税の増減差額のそれぞれの「人員」欄は、それぞれ延人員を掲げ、本税又は加算税の全額について異動を生じたものを内書した。